

地方自治法の一部を改正する法律について (会計年度任用職員制度関係)

**令和5年5月30日(火)
総務省自治行政局
公務員部給与能率推進室**

1 制度概要等

会計年度任用職員制度

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と任用・処遇上の課題

- 多様化する行政需要に対応するため、**臨時・非常勤職員が増加**。

平成28年度：約64.3万人 → 令和2年度：約69.4万人（※任用期間が6ヵ月以上かつ1週間の勤務時間が19時間25分以上の職員）

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた

※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、**守秘義務、政治的行為の制限**などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない（地方公務員法 非適用）

<処遇上の課題>

- 労働者性の高い非常勤職員に**期末手当の支給ができない**

※ **国の非常勤職員には支給可能**。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が進められている。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号） 令和2年4月1日施行

<適正な任用の確保> = 「会計年度任用職員制度」を創設

- 現行の臨時・非常勤職員を、（一部の特別職等を除き）**新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行**

※ 採用方法や任期等を明確化し守秘義務等の服務に関する規定を適用

<適正な処遇の確保> = 「会計年度任用職員」に対する給付を規定

- 会計年度任用職員について、**期末手当の支給を可能とする**

※ 国の非常勤職員や民間における取組との整合

地方財政措置（地方財政計画計上額）

2,402億円

会計年度任用職員について①

出典：「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」（令和2年4月1日時点）より抜粋

（１）総 数

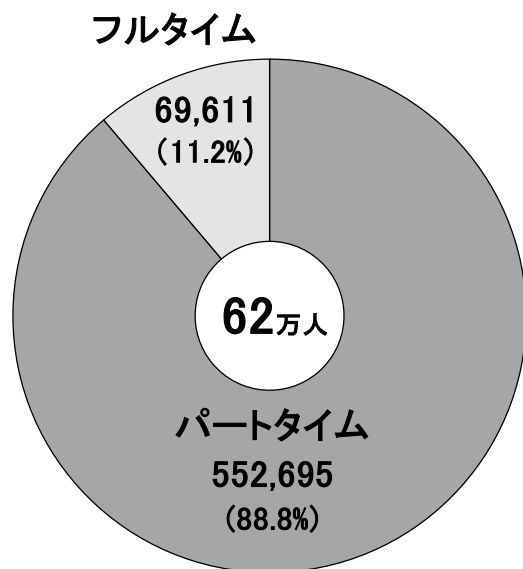
- 会計年度任用職員の総数は62.2万人で、そのうち、フルタイムで任用されている職員は7.0万人で全体の11.2%、パートタイムで任用されている職員は55.3万人で全体の88.8%を占めている。

フルタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者

パートタイム：

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者



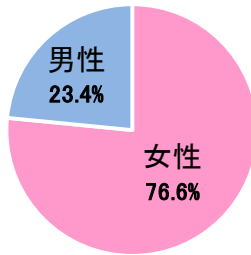
(単位：人、割合)

任 用 区 分		人 数	
会計年度任用職員		622,306	(100.0%)
	フルタイム	69,611	(11.2%)
	パートタイム	552,695	(88.8%)

会計年度任用職員について②

出典：「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」（令和2年4月1日時点）より抜粋

（２）性 別



- 会計年度任用職員の約4分の3を女性が占めている。

女性 476,403人（76.6%） 男性 145,903人（23.4%）

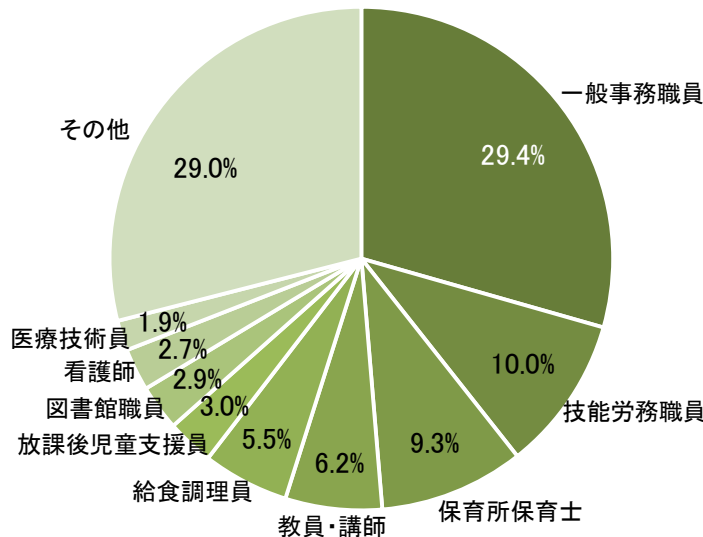
（３）職種別

- 会計年度任用職員の約3割が「一般事務職員」であり、次いで「技能労務職員」、「保育所保育士」が多くなっている。

「一般事務職員」：事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者をいう。

「技能労務職員」：給食調理員を除く技能・労務系の職務を行う者をいう。

（単位：人）



区 分	会計年度任用職員		フルタイム	パートタイム
		構 成 比		
一般事務職員	183,029	29.4%	15,848	167,181
技能労務職員	61,923	10.0%	7,545	54,378
保育所保育士	57,937	9.3%	16,653	41,284
教員・講師	38,646	6.2%	3,198	35,448
給食調理員	34,511	5.5%	3,627	30,884
放課後児童支援員	18,750	3.0%	472	18,278
図書館職員	18,185	2.9%	1,244	16,941
看護師	16,911	2.7%	2,962	13,949
医療技術員	12,061	1.9%	1,874	10,187
その他	180,353	29.0%	16,188	164,165
合 計	622,306	100.0%	69,611	552,695

会計年度任用職員に対する期末手当の支給について

出典：「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（概要）」
（令和4年4月1日時点）より抜粋

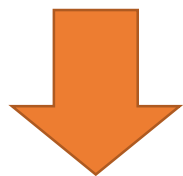
（単位：団体数）

区分	全ての部門・職種で支給する団体		支給しない部門・職種がある団体		（参考）＜前回調査＞ 支給しない部門・職種がある団体	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
指定都市	20	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区	792	99.6%	3	0.4%	3	0.4%
町村	917	99.0%	9	1.0%	14	1.5%
合計	1,776	99.3%	12	0.7%	17	1.0%

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

- H29年に地方自治法等の改正により、非常勤職員を、新たに創設した「会計年度任用職員」に移行させ、任用と処遇の適正化を実施（施行R2.4.1）。その際、「期末手当」を支給可能に。
- 「勤勉手当」の支給について、法改正時は、国の非常勤職員に支給が広まっていなかったこと等を踏まえ、検討課題としていたが、R3年度までの間に、対象となる国の非常勤職員すべてに「勤勉手当」が支給されることに。



※「勤勉手当」の支給を可能とする見直し要望あり

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）（抄）
…（略）…勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）

国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、「勤勉手当」を支給できることとする。

※人事評価を適切に活用する必要があること等から、令和6年度から支給を開始する。

●改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）※令和6年4月1日施行。赤字は改正（追加）箇所
第二百三条の二

- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

パートタイムの会計年度任用職員

※フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、勤勉手当は支給可能とされているが、総務省からの助言により、「支給しないことを基本」としてきたところ。法改正にあわせ、令和6年度より勤勉手当を支給するよう助言を行う予定。

2 勤勉手当導入までの経緯

会計年度任用職員の勤勉手当に係る国会での議論

会計年度任用職員制度導入時

<第193回 通常国会 衆・総務委員会（平成29年5月9日）>

○奥野総一郎委員

費用弁償に当たらない勤勉手当や退職手当は、パートタイムの会計年度任用職員については支給対象にならず、支給した場合には、違法という解釈になるのか。

○高原公務員部長

勤勉手当について、パートタイムの会計年度任用職員に支給する場合、違法となる。これは、まだ国家公務員の期間業務職員などにおいても勤勉手当の支給が進んでいないということから、現時点では、国家公務員との均衡という観点から、今後の課題ということで整理をさせていただいている。

制度導入から施行まで

<第200回 臨時国会 衆・内閣委員会（令和元年11月6日）>

○早稲田夕季委員

会計年度任用職員に対し今回導入が見送られた勤勉手当について、早急に支給することとすべきと考えるが、総務省の見解を伺う。

○高原公務員部長

平成29年の地方公務員法、自治法の改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る観点から、一般職の会計年度任用職員を創設し、期末手当の支給を可能とするなど、制度運用の改善を図ることとしたところ。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、平成29年5月の法改正当時において、国家公務員の期間業務職員などへの支給実績が広がっていなかったことから、国家公務員との均衡の観点なども踏まえ、支給をしないということとしたところ。

今後、国や民間の支給状況、各地方公共団体における期末手当の定着状況なども総合的に踏まえた上で検討してまいります。

会計年度任用職員の勤勉手当に係る国会での議論

施行後

<第204回 通常国会 参・総務委員会（令和3年6月3日）>

○岸真紀子委員

総務省が検討における課題としていた国家公務員の期間業務職員は、フルタイムで91.6%、フルタイム未満で99.2%が既に勤勉手当を支給している。会計年度任用職員への期末手当は、支給していない団体は9団体、0.3%という実態である。

これ以上ないほど会計年度任用職員の勤勉手当を措置するに必要な条件というのは満たしている。むしろ、この状況で会計年度任用職員の勤勉手当の支給を可能とする法律措置を行っていないのは立法不作為であると厳しく指摘したい。次回の国会には法律措置を図ることを強く求めるが、大臣の見解を求める。

○武田総務大臣

（前略）

その上で、今後、各団体における期末手当の定着状況や、国の期間業務職員への勤勉手当支給に係る各省庁の具体的な運用状況などを注視しながら検討すべき課題と受け止めている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項（勤勉手当関係）について

①提案の概要

提案事項	<u>会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立</u>
求める措置の 具体的内容	会計年度任用職員（パートタイム）への勤勉手当支給を不可とする <u>地方自治法の改正</u> 及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする <u>総務省通知の見直し</u>
提案団体	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合
追加共同提案団体	秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市
提案内容（概要）	地方公共団体の会計年度任用職員の勤勉手当については、<u>地方自治法等の規定により支給できないこととされており、期末手当のみが支給</u>されている。 一方で<u>国の非常勤職員（期間業務職員）においては勤勉手当の支給が可能（※）</u>であるため、国及び地方公共団体の常勤職員並びに国の非常勤職員と地方公共団体の会計年度任用職員の間には<u>不均衡が生じている</u>。 （※）平成30年度においては、国の期間業務職員の9割強に対して、勤勉手当が支給されている。 そこで、<u>地方公共団体において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することを可能とする</u>。 これにより、会計年度任用職員の人材確保や意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資する。

②令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）

会計年度任用職員（地方公務員法（昭25法261）22条の2）に係る手当（203条の2第4項及び204条2項）については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 法案審議時の国会における議論

会計年度任用職員の勤勉手当に係る国会での議論（法案審議時）

基本的な考え方

<第211回 通常国会 参・総務委員会（令和5年4月25日）>

○岸真紀子委員

法律案では、第203条の2第4項中、期末手当の下に「又は勤勉手当を加える」とある。既に会計年度任用職員に期末手当が支給されている下、国家公務員の非常勤職員との均衡の観点という法律案の趣旨において、人事院の非常勤職員給与決定指針が期末手当及び勤勉手当としていることを踏まえ、地方自治体は、期末手当と勤勉手当のいずれかを支給すればいいということではなく、期末手当と勤勉手当のいずれも支給すべき趣意と理解してよい。

また、自治体に、「又は」という規定になってしまっているので、誤解や任意の解釈などが生じないよう厳格な対応が必要と考えるが、自治体に対する通知など具体的にどのように対応するのかも含め、お答え願いたい。

○大沢公務員部長

今回の改正案では、パートタイム会計年度任用職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給できることとしている。これは、手当の性質上、ごく限られた場合に期末手当のみが支給される職員も生じ得ることから、法制上、期末手当「又は」勤勉手当を支給できるという規定となっているところ。

法案成立後には会計年度任用職員に対しては、国の非常勤職員との均衡を踏まえ、期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本になるものと考えている。

総務省としては、期末手当と勤勉手当の支給が適切に行われるよう、各地方公共団体に対して助言を行う予定であり、具体的な内容については今後検討してまいりたいと考えている。

○岸真紀子委員

2017年5月9日の衆議院総務委員会の質疑において、当時の公務員部長答弁では、「法律上はできる規定ではあるが、地方公共団体において期末手当を支給すべきもの」と明快な見解を明らかにしている。

勤勉手当についても、国の非常勤職員との均衡並びに地方自治体の常勤職員との権衡という観点から期末手当と同様の取扱いであると解するが、相違はないか確認する。

○大沢公務員部長

勤勉手当の支給については、法律上はできる規定であるが、国の非常勤職員において支給が進んでいることや、会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、法案が成立した場合には、地方公共団体において勤勉手当を支給すべきものと考えている。これは国の非常勤職員の取扱いを踏まえた期末手当の支給についての考え方と同様である。

会計年度任用職員の勤勉手当に係る国会での議論（法案審議時）

支給対象者

<第211回 通常国会 参・総務委員会（令和5年4月20日）>

○伊藤岳委員

会計年度任用職員制度の創設時、総務省マニュアルでは、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、週当たり15時間30分未満の勤務時間の会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しないこととする制度も想定されると例示されている。これは国が、再任用短時間勤務職員が週の勤務時間が15時間30分以上フルタイム未満には期末手当を支給するという国家公務員との均衡を図る観点からだとしている。

ところが、この週15時間30分未満をあえて狭めて解釈して、例えば週30時間以上の勤務時間でなければ期末手当を支給しないという自治体もある。

会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査において、週15時間30分未満という縛りをあえて狭めて解釈して期末手当を支給した自治体数を示されたい。

○大沢公務員部長

令和4年度に実施した会計年度任用職員制度の施行状況等調査によれば、週の勤務時間が15時間30分以上よりも狭い対象範囲で支給する部門・職種がある地方公共団体は、都道府県、市区町村のうち383団体である。

○伊藤岳委員

こうした実態は適切ではないのではないか。勤勉手当の支給において同様の事態が起きないように対応することを総務省マニュアルの中にしっかりと書き込むべきではないか。

○大沢公務員部長

期末手当、勤勉手当とも、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ、**継続して6ヶ月、週15.5時間以上勤務する者を支給対象とすることが基本**であると考えている。

今後、実態も把握しながら、ヒアリングの機会等を活用して、制度の趣旨に沿わない取扱いとしている団体については、適切な対応を行うよう促してまいりたい。

会計年度任用職員の勤勉手当に係る国会での議論（法案審議時）

支給水準

<第211回 通常国会 衆・総務委員会（令和5年4月13日）>

○石川香織委員

今回の法改正では、これまでの期末手当に加えて、短時間の会計年度任用職員にもこの勤勉手当を支給することが可能となるが、施行後には、全ての会計年度任用職員に対して常勤職員と同じ月数の勤勉手当を支給すべきと考えるが、この点について、総務省の見解を伺う。

○大沢公務員部長

会計年度任用職員の期末手当については、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ、継続して6ヶ月、週15.5時間以上勤務する者を支給対象とするというのが基本としており、法案が成立した場合は、勤勉手当の支給も同じ考え方によるものとなる。

その上で、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、常勤職員との権衡を踏まえ、その支給月数を基礎として、勤務実績等を考慮の上、支給することが適当であると考えている。

地方財政措置

<第211回 通常国会 衆・総務委員会（令和5年4月13日）>

○古川直季委員

各自治体において会計年度任用職員に対して適切に勤勉手当を支給するためには、必要となる経費についての財源措置が不可欠であると考えているが、総務省の見解を伺う。

○中川大臣政務官

会計年度任用職員に対する勤勉手当については、今回の法案が成立した場合には、各地方公共団体において適切に支給されることが必要であると考えている。

勤勉手当の支給に関して必要な経費については、支給に向けて、今後地方公共団体に対して調査を行うことを考えており、その結果も踏まえ、地方財政措置についてしっかりと検討してまいりたい。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（会計年度任用職員該当部分）

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年４月１４日衆議院総務委員会）（抄）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一～六（略）

七 地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、会計年度任用職員を始め非常勤職員の勤務条件に関し、職務給の原則を踏まえた給与決定や業務に応じた勤務時間の適切な設定について地方公共団体に対し適切に助言するとともに、引き続き短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について検討を進めること。また、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めること。

八（略）

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年４月２５日参議院総務委員会）（抄）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一～八（略）

九 会計年度任用職員を始めとする非常勤職員が地方公共団体の行政運営において重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該職員の任用や処遇について、適切な措置が講じられるよう地方公共団体に対する助言を行うこと。

十 会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、令和六年度から、全ての地方公共団体において支給が開始されるよう努めること。また、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めること。

十一 会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給については、国家公務員の非常勤職員との均衡から、期末手当及び勤勉手当のいずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知すること。

十二 会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うこと。

十三 引き続き、常勤職員の給与との権衡及び国家公務員の非常勤職員の給与との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の処遇の改善に努めること。

十四～十五（略）

4 法施行に向けた自治体への助言

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する通知について

「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和５年５月８日付総務大臣通知）（抄）

第二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる[パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができる](#)ものとされたこと。（第２０３条の２第４項関係）

なお、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（平成３０年１０月１８日付総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について」等により通知。以下「マニュアル」という。）において、勤勉手当は支給しないことを基本とすることとしているところであるが、改正法の施行にあわせて今後[マニュアルを改訂することを予定](#)していること。

【参考】フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する通知について（自治法改正前）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について（平成29年6月28日発出）（抄）

第1 会計年度任用職員に対する給付（第203条の2及び第204条関係）

フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とするものであること。

会計年度任用職員に対する給与については、フルタイム、パートタイムにかかわらず、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に定めるべきものであること。

また、通勤に係る費用については、平成26年7月4日付総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（総行公第59号）では費用弁償として支給できることを示していたが、通勤手当又は費用弁償として、適切に支給すべきものであること。加えて、時間外勤務手当又はこれに相当する報酬については、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合には、適切に支給すべきものであること。

さらに、期末手当については、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨や、国の非常勤職員において期末手当の支給が進んでいることを踏まえると、適切に支給すべきものであること。また、期末手当の具体的な支給方法については、常勤の職員との権衡なども踏まえつつ、制度の詳細について検討することとしていること。

また、今後、国の非常勤職員の取扱い等を踏まえ、支給すべき手当等について明示する考えであるが、それ以外の手当については支給しないことを基本とすべきであること。



会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（平成30年10月18日発出）（抄）

一定の手当の支給

手当については、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、以下のとおり取り扱うべきものです。
…（中略）…

上記（注：時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当、特殊勤務手当等の職務給的な手当、地域手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。））**以外の手当については、支給しないことを基本**とします。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）※R5改正前

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。※会計年度（フル）

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。※会計年度（パート）
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。※会計年度（フル）

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

5 その他

会計年度任用職員に係る給与改定の実施時期について

- 常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、**改定の実施時期（遡及適用等）を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本**としていただきたい。
- 給与改定に係る留意事項等については、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（総行給21号令和5年5月2日付け総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知。以下「通知」という。）をご確認いただきたい。

【通知における主な留意事項】

- **給与改定の実施時期を常勤職員に準じることとする会計年度任用職員の範囲**については、国の取扱いを参考にしつつ、**各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に設定**していただきたい

（参考：国の非常勤職員の取扱い） ※いずれも令和5年4月1日より適用

- 給実甲第1064号（最終改正令和5年4月1日）（抄）
一般職の職員の給与に関する法律等の改正により常勤職員の給与が改定された場合における非常勤職員の給与については、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努めること。
- 国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて（平成29年5月24日人事管理運営協議会幹事会申合せ 最終改正令和5年3月22日）（抄）
給実甲第1064号を踏まえ、以下のとおり申し合わせる。（中略）
非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。
（中略）ただし、以下の非常勤職員は、その対象から除く。
（1） 委員、顧問、参与その他これらに類似する職務に従事する非常勤職員
（2） 特定の時期に一時的（任期が3か月以内）に任用される非常勤職員
（3） 勤務日数が少ない（出勤すべき日が平均週2日未満相当）非常勤職員